

● 1 放送設備

規則第 25 条の 2 の規定によるほか次によること。

- (1) 操作部の設置場所は、◇自動火災報知設備●1 (1)アからウ及びキの例によること。
- (2) 操作部は、自動火災報知設備の受信機の表示を確認しながら操作できる位置に設置すること。
◇(2)平成 24 年 1 月 1 日追加
- (3) 一つの防火対象物に 2 以上の操作部又は遠隔操作器を設ける場合であっても、一のもの、防災センターや守衛室等の常時人のいる場所に設けること。
- (4) 遠隔操作器も、出火階表示機能付きのものとする。
- (5) 他に非常用放送以外の業務を目的とした放送設備が独立して設けられている場合であっても、非常用の放送が有効に聞こえる措置（非常放送の起動により、業務用放送を遮断又は -6dB 以上減衰させること等）をすること。
- (6) 区分鳴動は、◇自動火災報知設備●7 の例によること。
- (7) 起動装置を非常電話とする場合の非常電話は、1.6mm 以上の厚さの鋼製の保護箱内に収納し、前面に使用に際して支障のない大きさの開閉できる扉を設け、5 cm×25 cm 以上の大きさで赤地に白文字の「非常電話」と表示する標識を設けること。
- (8) 起動装置に付置する防災センター等と通話することができる装置は、起動装置と直近（概ね 0.5m 以内）の上記(7)による保護箱内に設置し、その扉には、5 cm×25 cm 以上の大きさで赤地に白文字の「非常通話装置」と表示する標識を設けること。
◇(8)平成 26 年 1 月 1 日追加

● 2 音響装置の設置

規則第 25 条の 2 の規定によるほか次によること。

- (1) ダンスホール、カラオケボックス及びその他類するもの（パチンコ店、ライブハウス等）で、通常の使用状態において警報音が聞き取りにくいと予想される場所に音響装置を設ける場合は、次のいずれかによること。 ☆
◇イ平成 24 年 1 月 1 日改訂
ア 音圧は、原則として、任意の場所で 65dB（居室にあっては 60dB）以上の音圧が確保できるよう配慮すること。
なお、事前に関係者の資料等により暗騒音が予想される場所にあっては、その騒音より 6 dB 以上の音圧を確保すること。
- イ 火災信号の入力により、暗騒音の発生源となる機器の電源を自動で遮断する措置をとること。
- ウ 自動火災報知設備の作動状況を監視できる位置で、火災信号の入力により、暗騒音の発生源となる機器の電源を手動で遮断できる操作員を配置すること。
- (2) (2)項二（個室型店舗）以外であっても、音楽教室や貸音楽室等遮音性が高く、かつ、小さな区画に分かれ、通常の使用状態において警報音が聞き取りにくいと予想される場所に音響装置を設ける場合は、個室ごとに音響装置を設けるとともに前号(1)イの措置をとること。 ☆
◇(2)平成 24 年 1 月 1 日改訂
◇(2)平成 28 年 4 月 1 日一部改訂
◇(1 ア)平成 29 年 1 月 1 日改訂
- (3) 遮音性の高い耐火造の共同住宅においては、ペランダ側にも 3 階層以内ごとに 1 個以上のベルを設けること。

● 3 スピーカー

- (1) 規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ロ(ロ)の「居室及び居室から地上に通じる…」の規定中、居室と

は次に掲げるものをいう。

ア 居室 ☆

居間、寝室、台所、食堂、書斎、応接間、事務室、売場、会議室、作業室、病室、診察室、宿泊室、観覧席、調理室、教室、客室、控室等

イ 非居室

玄関、廊下、階段室、便所、洗面室、浴室、脱衣室、倉庫、納戸、無人機械室、更衣室、湯沸室、自動車庫、リネン室等(浴室・脱衣室は、公衆浴場やホテルの共同浴場のように人が入れかわり継続して使用するものは居室として取扱う。また、倉庫や機械室でも、人が常駐している部分は居室として取扱うこと。)

- (2) 防火対象物の屋上を、不特定多数の者が出入りする催し物等の目的で使用する場合は、当該部分にスピーカーを設けること。

● 3 平成 28 年 4 月 1 日追加

◆ 通知

○ 放送設備の設置に係る基準の運用について

平成 9 年 2 月 10 日新消指第 1546 号
消防局予防課長

放送設備の設置に係る基準の運用については、平成 6 年 2 月 1 日付け消防予第 22 号消防庁予防課長通知（以下「運用通知」という。）により行っているところですが、この通知によるほか下記事項にも留意の上、運用されるよう通知します。

記

1 スピーカーの設置について

- (1) 運用通知 3(4)イの遮音性の著しく低いもののカーテンには、アコーディオンカーテンを含まないものとする。
- (2) 出入口の戸が障子、ふすま等であっても、出入口以外の部分が壁等で区画されている部屋は、原則として別区域とする。
- (3) カラオケボックス、カラオケルーム等の遮音性の高い場所は、消防法施行規則（以下「規則」という。）第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ロ(ロ)ただし書きに係わず、当該場所を一つの放送区域として取扱い、スピーカーを設置させるものとする。
- (4) 運用通知 3(4)において、一の放送区域として取り扱うことができる当該住戸部分に設置するスピーカーの種別については、運用通知の 3(2)に準じて設置するものとする。
- (5) 展示場、体育館及びアトリウム等の大空間で、当該部分の任意の場所において、第 2 シグナルの音圧が 70dB 以上確保できるようスピーカーを配置した場合は、規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ロ(ロ)の基準に基づきスピーカーを設置した場合と同等に取り扱うものとする。
- (6) 壁掛けタイプのスピーカーを設置することにより水平距離が 10m を超える場合については、当該放送区域の任意の場所において、第 2 シグナル音の音圧が 70dB 以上確保できる場合は、規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ロ(ロ)の基準に基づきスピーカーを設置した場合と同等に取り扱うものとする。

2 音声警報音のメッセージについて

放送設備が階段、エレベーター、昇降路等のたて穴部分の感知器の作動により起動した場合は、火災の発生した場所に係るメッセージは入れなくてもよいものとする。

3 タイマーの取扱いについて

感知器発報放送が起動してから、タイマーにより火災放送するまでの時間は、原則として次によるものとする。

◇ 非常警報設備

(1) 放送設備を設置した防火対象物全体にスプリンクラー設備が設置されている場合は、5分以内とする。

(2) (1)以外の防火対象物は、2分以内とする。

4 直上階鳴動方式における自動放送の取扱いについて

直上階鳴動方式とした場合の放送区域については、次によるものとする。

(1) 各階に設置された感知器が作動した場合は、階段又は傾斜路部分にも鳴動させるものとする。

(2) 階段、傾斜路等に設置された感知器が作動した場合は、全館一斉鳴動とする。

5 その他

既存防火対象物については、引き続き従前の例によることとされていますが、既存防火対象物であっても放送設備の改修等（新設も含む。）の際には次により改正後の基準に適合するよう指導するものとする。

(1) 増改築等又は用途変更により放送設備を新設する場合にあつては防火対象物全体を、増改築等により放送設備を改修する場合にあつては当該改修部分を、それぞれ対象とするものとする。

(2) 放送設備の操作部を交換する場合は、改正後の基準に適合する操作部の設置を指導し、自動火災報知設備と連動させるものとする。